

インボイス発行の事前登録 10月1日～

2023年10月1日から、いわゆる「インボイス制度」が始まります。インボイス制度を適用できる請求書等の発行には、適格請求書発行事業者の登録を行う必要があります。この登録申請が、2021年10月1日からスタートします。

◆ インボイス制度とは

消費税の納付税額を計算する上で、課税売上げに係る消費税額から、差し引くことができる仕入税額控除を適用するには、2023年10月1日から、原則として、適格請求書の保存が必要となります。これを“適格請求書等保存方式”(インボイス制度)といいます。

適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

※ 制度の概要は、2020年12月発行の「No. 172号」にて詳細をご紹介しますので、ご参照ください。

◆ 適格請求書発行事業者

適格請求書は、適格請求書発行事業者しか交付することができません。

(1) 登録制度

適格請求書発行事業者となるためには、所轄税務署へ登録申請を行い、登録を受ける必要があります。この登録を受けることができるのは、課税事業者に限られます。

(2) インターネットで公表

適格請求書発行事業者となると、氏名又は名称及び登録番号等の情報が、インターネット上で公表されます。

(3) 交付義務

国内で消費税が課される取引を行った場合に、課税事業者である相手方から適格請求書の交付を求められたときは、適格請求書発行事業者は、次の取引を除き、適格請求書の交付をしなければなりません。

- ① 3万円未満の公共交通機関(船舶、バス又は鉄道)による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う、生鮮食品等の販売(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う、農林水産物の販売(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る。)
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス(郵便ポストに差し出されたものに限る。)

「区分記載請求書」
(イメージ)

請求書

〇〇御中

◎年〇月分 21,800円(税込)

□月1日 牛肉 2kg ※ 5,400円
 □月8日 割りばし4組 5,500円

合計 21,800円

(10%対象 11,000円)
 (8%対象 10,800円)

△△(株)

「※」は軽減税率対象であることを示します。

CONTENTS

インボイス発行の事前登録

10月1日～……………P.1

所得税の予定納税と減額申請…P.2

労働保険

年度更新手続き開始……………P.3

健康保険・厚生年金保険

算定基礎届の提出……………P.3

検査費など、感染予防の

会社補助を非課税扱いに!…P.4

これからの季節、

マスク熱中症に注意を! ……P.4

サポート期限切れOSを

使用する企業の割合……………P.5

6月度の税務スケジュール… P.5

今月の名言録……………P.6

無料相談会実施中……………P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
 ご活用ください!

随時更新しますので
 フォローして下さい!



なお、小売業、飲食店業、タクシー業等の不特定多数の者に対して行う事業では、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付することができます。

◆ 注意事項

インボイス制度開始時点で適格請求書発行事業者となるためには、2021年10月1日から、2023年3月31日までの間に登録申請書を所轄税務署へ提出しなければなりません。

なお、適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、免税事業者とはなりませんのでご注意ください。

所得税の予定納税と減額申請

個人が、その年の所得税の一部として税務署から通知を受けた金額を、指定された期日までに納める「予定納税」という制度があります。この制度の概要と、通知を受けた金額を減額してもらう制度についてご案内します。



◆ 予定納税

(1) 予定納税とは

税務署から通知を受けた金額を、その年の所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。)の一部として納付する制度を、「予定納税」といいます。

この通知は、その年の前年分の所得金額や税額を基に計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、その年の6月15日までに税務署が書面により行います。

(2) 納付する回数と納期

通知を受けた金額は、原則として7月と11月に納めます。

1回あたりの納付額は、予定納税基準額の3分の1相当額です。

なお、本年分の納期は、右表のとおりです。

	納 期
第1期分	2021年7月1日～8月2日 (振替納税日は8月2日)
第2期分	2021年11月1日～11月30日 (振替納税日は11月30日)

◆ 予定納税基準額

予定納税基準額は、原則、次の要件すべてに該当する人は、前年分の申告納税額となります。

- ① 前年分の所得金額のうち、山林所得、退職所得等の分離課税の所得(分離課税の上場株式等の配当所得等を除く。)及び譲渡所得、一時所得、雑所得、平均課税を受けた臨時所得の金額(以下、除外所得の金額)がないこと
- ② 前年分の所得について、外国税額控除の適用を受けていないこと
- ③ 前年分の所得税について、災害減免法の規定の適用を受けていないこと

他方、該当しない人は、次の算式により計算した金額となります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{前年分の課税総所得金額及び分離課税の上場株式等} \\ \text{に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額} \end{array} \right) \times 1 - \text{源泉徴収税額} \quad (\ast 2)$$

(※1) 除外所得の金額や災害減免法の規定の適用がある場合は、それぞれなかったものとして計算。

(※2) 除外所得の金額に係るものは除く。

◆ 予定納税の減額申請

廃業や休業あるいは業況不振などにより、その年の所得金額や税額を見積もったときに、予定納税基準額よりもその年の所得税が少なくなる場合は、申請をすることで、通知を受けた金額から減額してもらうことができます。

これを「予定納税の減額申請」といいます。

第1期分から減額してもらうには、6月30日の現況で見積もり、7月15日までに申請をします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経済状況が続いています。前年よりも業績が悪化すると予想される場合は、早めに当事務所へご相談ください。

労働保険 年度更新手続き開始

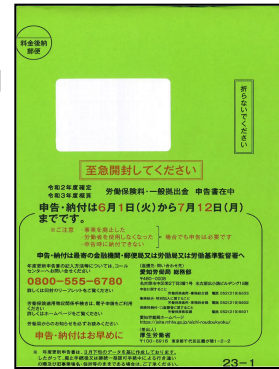
労働保険(労働者災害補償保険および雇用保険)の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年度を単位として計算し、原則として毎年6月1日から7月10日までに申告・納付する必要があります。

1. 労働保険の年度更新とは

健康保険料や厚生年金保険料は毎月保険料を納付していますが、労働保険料については、年に1回、当年度の概算保険料額を計算し、事前に納付した上で、年度終了後に実際に支払った賃金額に基づき、確定保険料額を計算します。

その上で、概算保険料額と確定保険料額の差額を計算し、納付する(もしくは還付を受ける)ことになっています。つまり、2020年の年度更新においては、以下の3つを計算した上で、申告・納付する必要があります。

- ① 2020年度の確定保険料額
- ② 2021年度の概算保険料額
- ③ 2020年度の確定保険料額と2020年度の概算保険料額の差額



期限は
7月12日まで

2. 労働保険の保険料の計算方法

[確定保険料]

確定保険料は、すべての労働者(雇用保険については被保険者のみ)に支払われた前年度の賃金総額に、保険料率(労災保険率+雇用保険率)を乗じて計算します。なお、労災保険については全額事業主負担、雇用保険は事業主と労働者双方で負担することになっています。

[概算保険料]

概算保険料は、当年度の賃金総額の見込み額に基づき計算することになっていますが、見込み額が前年度の賃金総額の50%以上200%以下である場合、前年度の賃金総額を用いて計算することになっています。

健康保険・厚生年金保険 算定基礎届の提出

1. 算定基礎届とは

社会保険の算定基礎届とは、標準報酬月額が実際の報酬額とかけ離れることのないように、年ごとに行われる見直し作業、いわゆる「定時決定」の際に提出する届出書のことで、

社会保険料は、会社と従業員である被保険者が必要な金額を折半して負担します。実際に会社や被保険者が負担する保険料は、毎月支払われる給与や賞与などの報酬に比例した金額ですが、毎月支給される報酬は変動するものであるため、社会保険料の計算に手間がかかります。そこで、社会保険(健康保険・厚生年金保険)では、その手間を省くために便宜的に「標準報酬月額」を決定し、原則的に1年間固定で社会保険料を徴収しています。

2. 算定基礎届の対象者

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者及び70歳以上被用者です。ただし、以下の(1)~(3)のいずれかに該当する方は算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方

期限は
7月12日まで

3. 標準報酬月額の考え方

標準報酬月額の計算には、残業代や各種手当も算定対象に含まれます。

標準報酬月額の算定対象となる期間は4月、5月、6月の3ヶ月です。毎年7月1日現在でその事業所に使用されているすべての被保険者について、この3ヶ月の報酬総額を3で割って報酬月額を算定しています。

お知らせ

年度更新手続き(労働保険)、算定基礎届(健康保険・厚生年金保険)ともに弊所において手続き代行しておりますので、遠慮なくお申し付けください。

検査費など、感染予防の会社補助を非課税扱いに！



新型コロナウイルスの感染予防策を巡り、国税庁は企業と社員の負担や課税ルールに関する指針を発表しました。業務上の命令として受けるPCRの検査費用を従業員に補助するケースや、会社でまとめてマスクを購入して配る事例などについて示されています。基本的に、このような対応は、従業員の感染予防を促すためにも、所得税は非課税扱いになるとされています。

これまで、線引きがあいまいと受け止められていたケースを具体的に例示し、個人の負担増の懸念が感染予防を妨げないようにします。これらの対策が給与とみなされれば、従業員の所得税負担が増す懸念があり、明確にしてほしいとの声がありました。

マスクや消毒液などを企業が現物支給したり、従業員が立て替えた費用を後払いしたりする場合は非課税とします。また、感染が疑われてホテルを利用する場合も、宿泊・交通費の補助は非課税になります。さらには、在宅勤務の環境整備の費用も一部(業務のために通常必要な費用とされています)が非課税となります。たとえば、自宅の椅子や机などの購入費の補助や企業による貸与は課税対象にしないそうです。

ただし、こうした備品に関しては、企業が支給して従業員に所有権が移ったとみなされれば、給与として扱い課税対象となってしまうので注意が必要です。また、「1人あたり5,000円」とするなど、企業があらかじめ一定の金額や枠を設けて従業員のコロナ対策を進めているケースも給与扱いとなります。

※ 詳細は下記にてご確認ください。当事務所までお問い合わせください。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>

これからの季節、マスク熱中症に注意を！



暑い季節に心配なのが熱中症ですが、マスクをしながらの状態では、さらなる注意が必要です。新しい生活様式を実践しながらも、マスクによる熱中症を予防する方法をご紹介します。

◆ 熱中症の症状

熱中症に陥ると、めまいや立ちくらみ、手足のしびれ、頭痛、吐き気などの症状がみられます。これら以外の症状でも、いつもと違うと感じたら、すぐに涼しい場所で身体を休めましょう。

◆ マスク熱中症にならないために

マスクをしていると、していない場合と比べ口元の温度が3度上昇するといわれています。感染症予防と熱中症予防を両立させるにはどうすればよいのでしょうか。

1. マスクをつけ続けない

- ・ 気温や湿度の高い場所でマスクをするのは、たいへん危険な行為ですので、適宜はずすようにしましょう。マスク選びも、冷感性のあるものや息苦しくない素材など、工夫することが大切です。
- ・ 運動や負荷のかかる作業をする場合はマスクをはずし、できるだけ人との距離をとってから行うようにします。
- ・ 体調の変化や体温の上昇などを感じたら、すぐにマスクをはずし、休憩をとるようにしましょう。

2. 暑さを避ける

- ・ 室内でマスクをする必要がある時は、いつもより涼しい恰好を心がけましょう。
- ・ エアコンの温度を1~2度下げようとし、なるべく涼しい空間で過ごしましょう。
- ・ エアコンを使用している時も、定期的に換気をするようにしてください。

3. こまめに水分補給する

- ・ のどが渇いたと感じる前に、こまめに水分補給するようにします。
- ・ 1日あたり1.2リットルを目安に、水分(コーヒーや紅茶、お酒等は含まない)を摂るようにしましょう。
- ・ 大量に汗をかいた時には、塩分が含まれる食品や清涼飲料水なども合わせて摂ってください。

4. 体調管理をする

- ・日頃から、毎日同じ時間(起床時等)に体温を測るようにし、自分の平熱を確認しておきます。感染症は37.5度で発熱とされていますが、平熱の高い人、低い人によって多少ブレがでてきます。体温が低くても体調が悪い時は、無理をせず休息するようにしましょう。
- ・1日30分を目安に運動を続け、暑さに負けない体力づくりを心がけましょう。

自分自身のことだけでなく、目の前の人の様子がおかしい時には、すぐに休ませ、必要に応じ救急車を呼ぶようにしましょう。この夏の気温は、平年並みか高いと予測されていますので、ご注意を。いつでもどこでもマスクをつけなければと自分や周りを追い込まず、しっかり自らの体調と向き合いながら、元気に夏を乗りきりましょう。

サポート期限切れOSを使用する企業の割合

Windows7のサポートが2020年1月に終了して、1年以上が経過しています。しかし、今もサポート期限の切れたOSを搭載したパソコンを使っているケースもあります。2021年4月に発表された総務省の調査結果から、確認してみましょう。

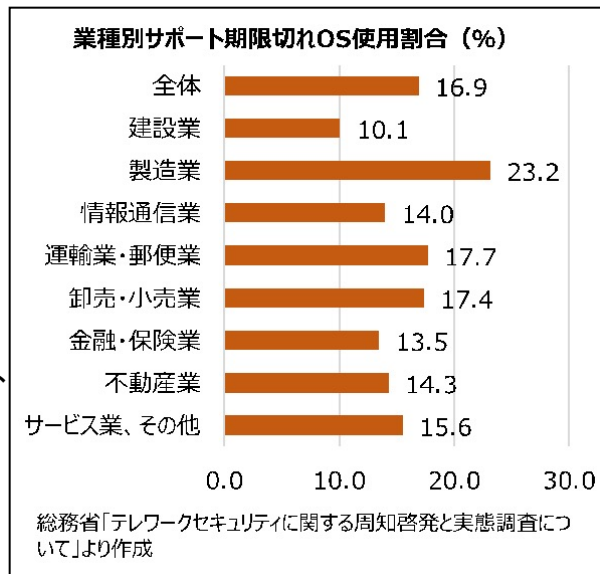
◆ 16.9%が期限切れOSを使用中

右記の調査結果によると、サポート期限切れ(以下、期限切れ)OSを使用している割合は、回答企業全体で16.9%となり、業種別では、製造業や運輸・郵便業で平均以上の高い割合となっています。また、すべての業種で10%を超えて使用されており、依然として、更新が遅れている状況です。

◆ 更新を検討中が32.7%

期限切れOSを使用している理由をまとめると、更新の方向で検討中であつたり、クローズ環境等特殊使用であるケースが30%を超えています。また、その他の回答の中には、更新する費用がないとか、Windows7拡張セキュリティ更新プログラムを使用しているという回答もありました。

いずれにしても、期限切れOSを搭載したパソコンを使い続けることはリスクを伴います。使用している企業はできる限り早く、現行のOSを搭載したパソコンへの移行を進めてください。



6月度の税務スケジュール

内 容	期 限
5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月～当年5月分)の納付	納 期 限 6月10日(木)
所得税の予定納税額の通知	6月15日(火)
4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税等>	申告期限 } 納 期 限 } 6月30日(水)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>	
10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)	
消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>	
消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>	
個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)	

今月の名言録

幸運の女神が微笑む人の条件 米長 邦雄（日本将棋連盟会長・永世棋聖）

やはり人生も将棋も実力で決まる世界ではあるのですが、僕はそれに加えて運をよくするのは、いくつかの要素があると考えているんです。その一つが笑うことです。

次には謙虚であること。幸運の女神は謙虚さを好みます。反対に自分を絶対だと信じて人を見下すような人、あるいは他人と自分を比較して妬む、そねむ、ひがむ、恨む、憎むといった感情を露わにする人。そういう人から運は逃げていくんです。

それに加えて運をよくするのに非常に大切なのは、運のいい人とだけお付き合いをして、運の悪い人と付き合うのをやめることでしょう。

運というのは、例えば社長と部長を比較して、立場が上の社長のほうが運がいい、ということではないんですね。肩書、名誉、財産、そういうものではありません。運の悪い人は少し話せば分かりますよ。人の悪口ばかり言っているとか、誰かを恨んでいるとか、そんな人とは付き合わないことです。さらに申し上げると、運の悪い人とは喧嘩をしたほうがいい。

なんでそんなことを思ったかといいますと、例えば自分の持っている株が値上がりしたとします。これは運がいいわけですから、これからこの株が値下がりすると思えば売って現金に換える。それができないなら空売りする。これが喧嘩、ということです。

僕は逆に貧乏神もいるような気がするんです。についている人の周りについている人が現れるように、貧乏神の周りには貧乏神が好きな人たちが集まってくる。

僕は試合で負けが込みますでしょ。そういうスランプ状態に陥った時は、自分が最高の状態だった時に通っていた飲み屋に行くんです。そして自分の実力不足で負けているのか、運気が下がっているのか、そこを冷静に見極める。その上で、運気のあるほうに自分を持っていくようにしています。

（「1日1話、読めば心が熱くなる365人の仕事の教科書」致知出版社刊）

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方（開業支援、税務相談、社会保険相談など）
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方（税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など）
- ・相続でお困りの方（今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいか分からない方など）
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL: 052-331-0135・0145 FAX: 052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL: 059-397-8650 FAX: 059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

